



9 高教互第 20 号
平成 9 年 5 月 16 日

各 所 属 長 様

(財) 高知県教職員互助会
理 事 長 吉 良 正 人

(財) 高知県教職員互助会運営規則等の一部改正について

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、日頃から当互助会の運営につきまして、ご協力いただき厚くお礼申し上げます。

この度、当互助会の運営規則及び給付規程が下記のとおり改正されましたので、お知らせします。

なお、今後の事務手続きにつきましては、会員に周知のほどよろしくお願ひします。

記

1 育児休業者の互助会掛金（一般互助部）の免除（運営規則の改正内容は、別紙のとおり）

育児休業者の互助会掛金（一般互助部）は、厚生事業給付で互助会の一般互助部の掛金相当額を育児休業給付金として支給していましたが、この度、職員の互助会に関する県条例の一部が改正されたことに伴い、当互助会の運営規則の一部が改正され、育児休業者の一般互助部の掛金が免除されることになり、育児休業給付金が廃止されました。

このため、本年 4 月からの育児休業取得者の一般互助部の掛金は、申出書の提出により免除手続を行いますので、次に該当する会員は、速やかに申出書を当互助会事務局に提出してください。

- (1) 本年 4 月以前に育児休業を取得されている方で本年 4 月以降も引き続き育児休業中である会員（ただし、4 月 29 日までに育児休業の最終日となった者を除く）

(2) 本年4月以降に育児休業を取得する会員

(3) 退職互助部の掛金については、免除の対象となっておりませんので、従来どおり納入回数の凍結として取り扱います。

2 退職慰労金の算出方法の改正（給付規程の改正内容は、別紙のとおり）

退職慰労金の給付を円滑にするため、規程内容を見直しました。

3 適用日 平成9年4月1日

新旧比較対照表

新	旧
<p>(財) 高知県教職員互助会運営規則抜粋</p> <p>(掛金及び掛金率)</p> <p>第13条 会員は、毎月掛金として給料月額(日額の場合はその2.5倍に相当する額とする。)の1000分の6に相当する額を給料受領の際互助会に納入しなければならない。<u>ただし、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)その他の法律の規定に基づき育児休業をしている会員が互助会に申出(別紙様式)をしたときは、育児休業の初日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間に係る掛金を免除する。</u></p> <p>(附 則)</p> <p>この規則は、平成9年5月16日から施行し、平成9年4月1日から適用する。</p>	<p>(財) 高知県教職員互助会運営規則抜粋</p> <p>(掛金及び掛金率)</p> <p>第13条 会員は、毎月掛金として給料月額(日額の場合はその2.5倍に相当する額とする。)の1000分の6に相当する額を給料受領の際互助会に納入しなければならない。</p>

新旧比較対照表

新	旧
<p>(財) 高知県教職員互助会給付規程抜粋</p> <p>第12条 会員が会員でなくなったときは、その者又は遺族に退職慰労金として会員期間1年につき給料日額1日分に次の各号に掲げる金額を加算した額を支給する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(5)</p> <p>2 前項の給料日額は、会員の資格喪失時の給料月額$\frac{1}{30}$に相当する額(1円未満切り捨てる。)とする。<u>ただし、給料日額の算定の基礎となる給料月額は、退職日の属する月の初日の額とする。</u></p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>(附 則) この規則は、平成9年5月16日から施行し、平成9年4月1日から適用する。</p>	<p>(財) 高知県教職員互助会給付規程抜粋</p> <p>(退職慰労金)</p> <p>第12条 会員が会員でなくなったときは、その者又は遺族に退職慰労金として会員期間1年につき給料日額1日分に次の各号に掲げる金額を加算した額を支給する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(5)</p> <p>2 前項の給料日額は、会員の資格喪失時の給料月額$\frac{1}{30}$に相当する額(1円未満切り捨てる。)とする。<u>ただし、資格喪失前1年間に2号給以上昇給している場合は、1号上位の給料月額$\frac{1}{30}$に相当する額とする。</u></p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p>